

名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 5 号

名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)
第 1 条 名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第19条 (略) <u>(学校評議員)</u>	第19条 (略)
第20条 高等学校に、校長の求めに応じ学 <u>校運営に関し意見を述べることのできる</u> <u>評議員（以下「学校評議員」という。）</u> <u>を置くことができる。</u>	第20条 削除
2 <u>学校評議員は、当該高等学校の職員以</u> <u>外の者で教育に関する理解及び識見を有</u>	

するもののうちから、校長が推薦し、委員会が委嘱する。

(名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第4章 (略)	第4章 (略)
	<u>(職員)</u>
	第12条 学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第82条において準用する同法第37条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）又は第60条第1項に定める職員のほか、特別支援学校に必要な職員を置く。</u>
	2 <u>主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童及び生徒（以下「児童等」という。）の教育をつかさどる。</u>
第12条 (略)	第13条 (略)
(校務を分担する主任等及び事務職員)	(校務を分担する主任等及び事務職員)
第13条 (略)	第14条 (略)
2 <u>前項に定めるもののほか、特別支援学校に学校運営に必要な職員を置くことができる。</u>	
第14条 (略)	第15条 (略)
<u>(学校評議員)</u>	
第15条 <u>特別支援学校に、校長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べることのできる評議員（以下「学校評議員」という。）を置くことができる。</u>	
2 <u>学校評議員は、当該特別支援学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長が推薦し、委員会が委嘱する。</u>	
(<u>児童及び生徒並びに職員に関する事故</u>	(<u>児童等及び職員に関する事故の報告</u>)

の報告)	
第17条 校長は、 <u>児童及び生徒並びに職員</u> に関し、重要と認める事故が発生したときは、その事情を直ちに委員会に連絡するとともに、速やかに文書をもって報告しなければならない。	第17条 校長は、 <u>児童等及び職員</u> に関し、重要と認める事故が発生したときは、その事情を直ちに委員会に連絡するとともに、速やかに文書をもって報告しなければならない。

(名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(職員) 第12条 学校教育法（昭和22年法律第26号） 第37条第1項又は第49条において準用する第37条第1項に定める職員のほか、学校に必要な職員を置く。 2 (略) <u>(学校評議員)</u> 第16条 学校に、校長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べることのできる評議員（以下「学校評議員」という。）を置くことができる。 2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長が推薦し、委員会が委嘱する。	(職員) 第12条 学校教育法（昭和22年法律第26号） 第37条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）に定める職員のほか、学校に必要な職員を置く。 2 (略) 第16条 削除

(名古屋市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 名古屋市立幼稚園の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第12条 (略)	第12条 (略)

<u>(学校評議員)</u>	
<u>第13条 幼稚園に、園長の求めに応じ幼稚園運営に関し意見を述べることのできる評議員（以下「学校評議員」という。）を置くことができる。</u>	<u>第13条 削除</u>
<u>2 学校評議員は、当該幼稚園の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、園長が推薦し、委員会が委嘱する。</u>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。